

官報

号外

令和三年六月十日

○第二百四回 衆議院会議録 第三十三号

令和三年六月十日(木曜日)

議事日程 第二十五号

令和三年六月十日

午後一時開議

第一 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(逢沢一郎君外五名提出)

第二 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(内閣委員長提出)

第三 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(逢沢一郎君外五名提出)

日程第二 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(内閣委員長提出)

日程第三 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

令和三年六月十日 衆議院会議録第三十三号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(参議院提出)

令和三年六月十日 衆議院会議録第三十三号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(参議院提出)

令和三年六月十日 衆議院会議録第三十三号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(参議院提出)

令和三年六月十日 衆議院会議録第三十三号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(参議院提出)

令和三年六月十日 衆議院会議録第三十三号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(参議院提出)

令和三年六月十日 衆議院会議録第三十三号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(参議院提出)

令和三年六月十日 衆議院会議録第三十三号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(参議院提出)

令和三年六月十日 衆議院会議録第三十三号

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(参議院提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(逢沢一郎君外五名提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長川崎二郎君。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○川崎二郎君登壇

ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、自宅等で療養する者等の投票が困難となつている現状に鑑み、これらの者を特定患者等と定義し、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるものであります。

本案は、去る六月四日本委員会に付託され、七日に提出者逢沢一郎君から趣旨の説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑終了後、本案に対し、立憲民主党・無所属から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、本案について内閣の意見を聴取した後、原案及び修正案について討論、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第二 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(内閣委員長提出)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

たものであります。

次に、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善等を明記するとともに、セクハラ、マタハラ問題の発生の防止に資する研修を実施する等の措置を講ずるものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、昨九日本委員会に付託され、同日、森屋参議院内閣委員長から趣旨の説明を聴取した後、直ちに討論を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。まず、日程第二につき採決いたします。

〔賛成者起立〕
○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

します。

午後一時八分散会

出席国務大臣

総務大臣 武田 良太君
国務大臣 井上 信治君
国務大臣 丸川 珠代君

○議長長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(通知書受領)

一、去る八日、内閣から、議員あきもと司君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。

一、昨九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

水循環基本法の一部を改正する法律

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律
強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結

のための関係法律の整備に関する法律

一、昨九日、管内閣総理大臣から大島議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第五二九号
令和三年六月九日

内閣総理大臣 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

私は、令和三年六月十日(木)午後七時羽田空港発、六月十四日(月)午後二時五十分同空港着の予定で、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「令和二年犯罪被害者等施策」に関する報告

消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和二年消費者政策の実施の状況」に関する報告

消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく「令和二年消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八條の規定に基づく「令和二年人権教育及び人権啓発施策」に関する報告

科学技術・イノベーション基本法第十一条の規定に基づく「令和二年科学技術・イノベーション」

シジョン創出の振興に関する年次報告」

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「令和二年環境の状況」に関する報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「令和三年環境の保全に関する施策」についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「令和二年循環型社会の形成の状況」に関する報告

況」に関する報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「令和三年循環型社会の形成に関する施策」についての文書

生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「令和二年生物の多様性の状況」に関する報告

生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「令和三年生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書

一、去る八日、内閣を経由して原子力規制委員会委員長更田豊志君から、次の報告書を受領した。

原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく「令和二年原子力規制委員会年次報告書」

一、昨九日、人事院総裁一宮なほみ君から次の報告書を受領した。

国家公務員法第二十四条の規定に基づく「令和二年人事院業務状況の報告」

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任 秋本 真利君 補欠 石原 伸晃君

井上 貴博君 津島 淳君

石原 伸晃君 秋本 真利君

津島 淳君 井上 貴博君

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

池田 佳隆君 堀井 学君

神田 憲次君 小林 鷹之君

長尾 敬君 大野敬太郎君

牧島かれん君 上杉謙太郎君

大河原雅子君 青柳陽一郎君 足立 康史君 浦野 靖人君 岸本 周平君 高井 崇志君 堀井 学君 河村 建夫君 高井 崇志君 浅野 哲君 上杉謙太郎君 牧島かれん君 塩川 鉄也君 畑野 君枝君 大野敬太郎君 長尾 敬君 河村 建夫君 池田 佳隆君 小林 鷹之君 神田 憲次君 青柳陽一郎君 大河原雅子君 畑野 君枝君 塩川 鉄也君 浦野 靖人君 足立 康史君 浅野 哲君 岸本 周平君 文部科学委員 船田 元君 補欠 中曽根康隆君 寺田 学君 齊木 武志君 藤田 文武君 青山 雅幸君 中曽根康隆君 佐藤 明男君 佐藤 明男君 船田 元君 齊木 武志君 寺田 学君 青山 雅幸君 藤田 文武君 厚生労働委員 補欠 高木 啓君 青山 周平君 高木 啓君 高木 啓君 青山 周平君	岡本 三成君 佐藤 英道君 津島 淳君 武部 新君 額賀福志郎君 鈴木 憲和君 逢坂 誠二君 池田 真紀君 佐藤 英道君 岡本 三成君 (政治倫理審査会幹事補欠選任) 一、去る八日、審査会において、次のとおり幹事を補欠選任した。 幹事 荒井 聰君(幹事原口一博君去る令和二年十月二十六日委員辞任につきその補欠) 幹事 末松 義規君(幹事奥野総一郎君去る令和二年十月二十六日委員辞任につきその補欠) 幹事 井野 俊郎君(幹事大塚高司君去る二月一日委員辞任につきその補欠) 幹事 井上 貴博君(幹事丹羽秀樹君去る二月一日委員辞任につきその補欠) (議案提出) 一、去る八日、議員から提出した議案は次のとおりである。 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(中島克仁君外九名提出) 一、昨九日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。 新型コロナウイルス感染症に関連する差別の解消の推進に関する法律案(階猛君外三名提出) 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案(内閣委員長提出)	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨九日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、昨九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出、参法第三四号)(予) 内閣委員会 付託 一、昨九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第三四号) 内閣委員会 付託 (議案送付) 一、去る八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律案 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律案 一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件	一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案(中島克仁君外九名提出) (決議送付) 一、去る八日、大島議長から菅内閣総理大臣宛、次の決議を送付した。 ミャンマーにおける軍事クーデターを非難し、民主的な政治体制の早期回復を求める決議 (議案通知) 一、去る八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、昨九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 水循環基本法の一部を改正する法律案 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案 強制労働の廃止に関する条約(第百五号)の締結のための関係法律の整備に関する法律案 一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律
--	--	--	--

令和三年六月十日 衆議院会議録第三十三号 議長 報告

案

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

動物福祉の推進に関する質問主意書(牧義夫君提出)

両親が離婚した場合の子どもの「共同親権」に関する質問主意書(海江田万里君提出)

性被害の治療支援で生じている自治体間格差を解消するために治療支援費用を全額国庫負担とするに關する質問主意書(櫻井周君提出)

現行の公職選挙法はコロナ禍におけるテレワークでの選挙運動が行える規定であるのかに關する質問主意書(中谷一馬君提出)

一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「子供」の表記に關する質問主意書(丸山穂高君提出)

選挙運動及び政治活動における公職選挙法違反行為に關する質問主意書(丸山穂高君提出)

駐車場におけるスプリンクラー消火設備の有効性及び二酸化炭素を用いた消火設備の危険性に關する質問主意書(丸山穂高君提出)

日本脳炎・おたふく風邪ワクチン不足等に關する質問主意書(高井崇志君提出)

中国への軍事転用可能技術の供与に關する質問主意書(松原仁君提出)

行政手続のオンラインシステム化の推進等に關する質問主意書(丸山穂高君提出)

JA厚生連の運営する病院の役割を生かす政策に關する質問主意書(青山大人君提出)

GIGAスクール構想実施にあたって発達期にある児童生徒の心身に与える影響への配慮に關する質問主意書(青山大人君提出)

外国船舶に対し入域の事前通報を求める制度に

關する質問主意書(篠原豪君提出)

北陸新幹線敦賀―新大阪間の建設計画に關する再質問主意書(前原誠司君提出)

尖閣諸島をめぐる問題に關する質問主意書(屋良朝博君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介君提出「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」に關する質問に對する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出新型コロナウイルス感染症に對する政府のサービス提供に關する質問に對する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出東京五輪選手団及び役員等に對する医療提供体制の整備に關する質問に對する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出東京五輪の開催に際して訪日する海外要人に對する接遇経費に關する質問に對する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出日本に渡航することに對する注意情報の発出に關する質問に對する答弁書

衆議院議員古本伸一郎君提出ワクチン接種による企業活動及び働く人への影響対策に關する質問に對する答弁書

令和三年五月二十七日提出
質問 第一四七号

「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」に關する質問主意書

提出者 大西 健介

「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」に關する質問主意書

紀州鉄道株式会社の会員制リゾート「紀州鉄道

コンポネント・オーナーズ・システム」について、契約上、期間満了後に返還することとなっている施設利用保証金の返還に應じない等の訴訟やトラブルが多発しているところ、

一 国民生活センターに寄せられている「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」に關する相談件数について、政府として把握しているところを明らかにされた。

二 訴訟やトラブルとなっている事例を見ると、和解や調停を無視するなど悪質な事例が多い。コンプライアンスに問題のある企業が鉄道事業の許可を受け、公共交通の一翼を担っていることは問題であり、監督官庁である国土交通省は適切に指導すべきではないか。少なくとも「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」をめぐるトラブルの事実関係を確認すべきではないか。

三 「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」は、施設の共有持分の販売を伴う形態をとっており、宅地建物取引業法を所管する国土交通省において、苦情の処理や監督・指導を行うべきではないか。

四 リゾート会員権について消費者トラブル等が多発しているにもかかわらず、リゾート会員権の法的位置づけや権利の内容等について定めた単行法規が存在しないために、リゾート会員権をめぐる法律関係を複雑にしている。リゾート会員権の法的位置づけや権利の内容等について定めた法律を制定すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質二〇四第一四七号

令和三年六月八日

衆議院議長 大島 理森殿

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員大西健介君提出「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大西健介君提出「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」に關する質問に對する答弁書

一について

お尋ねの「国民生活センターに寄せられている「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」に關する相談件数」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、独立行政法人国民生活センターが運営する全国消費生活情報ネットワーク・システムに各地の消費生活センターから令和三年五月二十七日までに登録された令和二年度に受け付けた相談のうち、事業者名に「紀州鉄道」が含まれるものの件数は、二十四件である。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者(以下「鉄道事業者」という。)に對する指導監督は、同法上の鉄道事業者等(以下「鉄道事業者等」という。)について行うものであることから、鉄道事業者が営む鉄道事業者等以外の事業について、同法に基づき対応することは考えていない。

三について

御指摘の「紀州鉄道コンポネント・オーナーズ・システム」の詳細については承知していませんため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

御指摘の「リゾート会員権の法的位置づけや権利の内容等について定めた法律」の具体的に

意味するところが必ずしも明らかではないが、現時点で、いわゆるリゾート会員権に関し新しい法律案を検討することは考えていない。

令和三年五月二十八日提出
質 問 第 一 四 八 号

新型コロナウイルス感染症に対する政府のサービス提供に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

新型コロナウイルス感染症に対する政府のサービス提供に関する質問主意書

新型コロナウイルス(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下において同じ。)の感染拡大が続いている。そこで質問をする。

一 政府において新型コロナウイルス感染症陽性者との接触がユーザーに通知される接触確認アプリ(ケーショソフ)以下、コピアという。を修正し、令和三年四月二十一日から公開していることと承知している。

しかしながら、それ以後も一部の機種のスマートフォン端末では接触履歴を通知しないことやアプリケーショソフをインストールできないことなどの不具合が見つかっていると報道されている。こうした不具合は既に解消されているのか問う。

二 コピアについて現時点で厚生労働省に寄せられている不具合の情報は他にあるか、情報の件数及び内容について答弁を求める。また令和三年五月二十四日から一週間ですべての回数陽性登録があったか。また、コピアからスマートフォン端末に対して何回の通知を行った

のか答弁を求める。

三 令和三年五月二十四日から、東京都と大阪府で新型コロナウイルスワクチンの大規模接種センター(以下、「大規模接種センター」という。)が設置され接種が始まったと承知している。その予約システムについては令和三年五月十七日の予約開始当日の報道によると「予約対象者でなくてもだれでも何度でも予約ができる仕組みになっている」とか「架空の市町村コードや接種券番号でも予約が取れる」といった不具合があるとされている。答弁時点でこの不具合が解消されているのか。また、解消されていないとすれば、いつ解消される見込みなのか答弁を求める。

四 大規模接種センターでの接種予約システムの不具合は報道機関等からの指摘がある前から政府として把握していたのか。把握していたのであればなぜ解消しなかったのか答弁を求める。把握していなかったのであれば報道機関からの指摘そのものは必要であったと考えているのか見解を問う。

五 大規模接種センターでのワクチン接種において当日キャンセルは何件あり、キャンセルなしで予約当日に来場しなかった予約者は何人だったのか。令和三年五月二十四日の接種開始から

六 大規模接種センターにおいて接種当日に居住自治体から送付された接種券を持参していない予約者に対してはどのような運用を行っているのか答弁を求める。また、令和三年五月二十四日の接種開始から接種券を持参しなかった予約者は何人いたのか答弁を求める。

内閣衆質二〇四第一四八号
令和三年六月八日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員岡本充功君提出新型コロナウイルス感染症に対する政府のサービス提供に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員岡本充功君提出新型コロナウイルス感染症に対する政府のサービス提供に関する質問に対する答弁書

一及び二について

令和二年六月十九日から運用を開始した「新型コロナウイルス接種確認アプリ」(以下「アプリ」という。)については、いわゆる「アンドロイド端末」において、新型コロナウイルス感染症の陽性者(以下「陽性者」という。)との接触の可能性について通知を受け取ることができなかった点に関して令和三年二月十八日に、当該通知を受け取るために定期的な再起動が必要であった点に関して同年四月二十一日に、それぞれ改修を行ったところである。現時点において、依然として一部の機種でこうした定期的な再起動が必要となっているものと把握しているが、その他の機種においては、アプリはその仕様どおりに作動しているものと認識している。

また、同年五月二十四日午後五時から同月三十一日午後五時までの間におけるアプリへの陽性者である旨の登録の件数は、現時点で把握している限りでは、五百二十一件である。

さらに、お尋ねの「情報の件数」及び「通知」の回数については、把握していない。

三及び四について

御指摘の「大規模接種センター」における新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種

(以下単に「ワクチンの接種」という。)の予約を受け付けるためのウェブサイトについては、総務省全国地方公共団体コードではない六桁の数字を入力した場合や予約の対象外である六十五歳未満の年齢を入力した場合であっても予約を行うことが可能であったことを、令和三年五月十七日の予約開始よりも前に把握したことから、同月二十一日までに改修を行ったところである。

五について

令和三年五月二十四日から同月三十一日まで

の間におけるワクチンの接種を予約した者のうち、電話等により接種日当日に予約を取り消した者の数は網羅的に把握していないが、予約を取り消すことなく接種日当日に来場しなかった者の数は、現時点で把握している限りでは、四千八十一名である。

六について
令和三年五月二十四日から同月三十一日まで

の間におけるワクチンの接種を予約した者のうち、御指摘の「接種券」を持参することなく来場した者の数は、現時点で把握している限りでは、四十一名であるところ、これらの者については、必要な本人確認等を行った上で、ワクチンの接種を行ったところである。

令和三年五月二十八日提出
質 問 第 一 四 九 号

東京五輪選手団及び役員等に対する医療提供体制の整備に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

東京五輪選手団及び役員等に対する医療提供体制の整備に関する質問主意書
菅総理は令和三年五月十日の衆議院予算委員会

での答弁で「国民の命と健康を守り、安全・安心な大会が実現できるよう全力を尽くすことが私の責務である」旨答弁している。そこで質問する。

一 総理が自身の責務とする「安全・安心な大会」とは具体的にどのような大会を意味するのか問う。

二 新型コロナウイルス(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下において同じ。)の新規感染者が五輪に参加する選手や役員などから確認された場合、どここの保健所が濃厚接触者の確認を行い、具体的に入院などの指示を行うのか。またその際、病床が逼迫していた場合などにおいて、日本国内居住者と同様に選手村での待機や保健所が指定するホテルでの療養となることもあり得るのか答弁を求める。また、ホテル療養があり得るとすれば、選手の宗教やアレルギーなどに考慮した食事の提供ができる体制が整っているのか答弁を求める。

三 五輪開催にあたり、あらかじめ五輪に参加する選手や役員向けに病床を確保する予定はあるのか。

また、病床確保について都道府県知事に要請したり意見を聞いたりしているのか答弁を求める。あらかじめ病床確保について協力する旨の申し出をしている都道府県はどこか答弁を求める。

四 五輪参加選手もしくは役員と、日本国内居住者が新型コロナウイルス感染症に感染し、同時に入院を必要とする病状となったときに空床が一つしかない場合、どちらを優先して入院させるのか。五輪参加選手であることや役員である

ことは考慮せず、基礎疾患の有無などを考慮して決めることになるのか答弁を求める。

五 選手のけが等での救急搬送の要請があった場合、搬送する病院の決定に当たっては、五輪会場に配備される救急車に限定した、一般とは異なる病院決定の方法を想定しているのか、政府の承知しているところを問う。

右質問する。

内閣衆質二〇四第一四九号

令和三年六月八日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員岡本充功君提出東京五輪選手団及び役員等に対する医療提供体制の整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出東京五輪選手団及び役員等に対する医療提供体制の整備に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねに関しては、令和三年五月十九日の参議院本会議において、菅内閣総理大臣が「東京大会の開催に当たっては、選手や大会関係者の感染対策をしっかり講じることにより安心して参加できるようにし、国民の命と健康を守っていきます。」と述べているところである。

二 について

お尋ねに関しては、令和三年四月二十八日に開催された「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議(以下「調整会議」という。)で示された「変異株等に対応した追加的な対策について(案)」において、「アスリート等に感染者・疑い例が発生した場合の対応の仕組みとして、組

織委員会感染症対策センター、東京二〇二〇大会保健衛生支援東京拠点を構築し、組織委員会と東京都が連携して対応を行う」とされ、また、「アスリート等について、軽症・無症状の場合の宿泊療養先」を確保するとともに、当該宿泊療養先については、「選手等の特性に応じた食事、言語等の対応を行う」とされたところであり、これを踏まえ、関係者間で調整が進められているものと承知している。

三 について

御指摘の「あらかじめ五輪に参加する選手や役員向けに病床を確保」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)において、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会専用病床の確保を求めるものではないと承知している。なお、調整会議で示された「変異株等に対応した追加的な対策について(案)」において、「組織委員会と予め協定を締結し、「東京二〇二〇大会期間中に入院が必要なおアスリート等や大会関係者等を受け入れる後方病院」としての「大会指定病院」については、「都内及び都外それぞれで確保する方向で調整中」とされたところであり、これを踏まえ、組織委員会において、関係自治体の意見も踏まえて、調整が進められているものと承知している。

四 について

御指摘の「空床が一つしかない場合」との仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは困難であるが、新型コロナウイルス感染症の感染者の入院については、「五輪参加選手であることや役員であること」に関わりなく、症状等に応じた適切な対応がなされるものと考えている。

五 について

御指摘の「一般とは異なる病院決定の方法」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「選手のけが等での救急搬送の要請があった場合」に関しては、三についてでお答えした「大会指定病院」で受け入れることを基本として、組織委員会において調整が進められているものと承知している。

令和三年五月二十八日提出
質 問 第一一五〇号

東京五輪の開催に際して訪日する海外要人に
対する接遇経費に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

東京五輪の開催に際して訪日する海外要人に対する接遇経費に関する質問主意書

東京五輪の開会式まで二か月を切った中、新型コロナウイルス感染症のまん延は続き、緊急事態宣言が継続して発出される都道府県も多い。また、五輪開催に当たっては海外からの観客を入れないことも決まった。この状況で開催を予定する五輪について質問する。

一 これまでに、国家元首や首相などの要人(以下「海外要人」という。)で東京五輪の観戦・応援を日程に組み込んで訪日することを日本政府に直接または間接的に要望してきた国の国名を問う。これら来日する海外要人に対する接遇に要する費用の予算はいくらか答弁を求める。

二 これまでに国際オリンピック委員会から海外要人として訪日する予定と連絡が来ている海外要人はどの国から何人ずつなのか答弁を求める。こうした海外要人に対して入国時の隔離期間や検査はどのように行われるのか。また国際

オリンピック委員会の役員や職員については入国時の隔離期間や検査はどのように行われるのか問う。

三 これまでに五輪会場と宿泊施設以外の国内訪問を予定している海外要人や日本に住所を持たない国際オリンピック委員会の役員や職員はい

るか問う。予定している人がいるとすれば一般の入国者と同様の隔離と検査を求めるべきと政府は考えるか、見解を問う。

四 訪日した国家元首や駐日大使などを招いての飲食を提供する会合を開催する予定はあるか。この開催に要する費用として予算は組まれているのか、予算が組まれている場合の積算根拠の答弁も求める。

内閣衆質二〇四第一五〇号

令和三年六月八日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員岡本充功君提出東京五輪の開催に際して訪日する海外要人に対する接遇経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出東京五輪の開催に際して訪日する海外要人に対する接遇経費に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「直接または間接的に要望してきた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下「大会」という。)の機会に要人が来日する国の「国名」を現時点において明らかにすることは、警備上及び外交上の観点か

ら適切でないため、お答えすることは差し控えたい。また、大会の機会に来日する各国要人に対する接遇等のための経費として、令和三年度予算に約四十三億六千万円を計上している。

二 について

これまでに、国際オリンピック委員会から、大会の機会に来日する各国要人に関する情報の提供を受けていない。また、大会の機会に来日する各国要人に係る「入国時の隔離期間や検査」の在り方については、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ検討を行っているところであり、現時点でお答えすることは困難である。さらに、国際オリンピック委員会の役員及び職員に係る「隔離期間」については、入国後十四日間宿泊施設で待機することを原則としつつ、大会の運営に支障がある場合には、一定の条件の下、活動することを認めることとし、当該役員及び職員に対する新型コロナウイルス感染症に係る「検査」については、居住国等を出国する九十六時間前から出国するまでの間に二回及び入国時に一回検査を行うほか、入国後三日間は毎日検査を行い、四日目以降も必要に応じて検査を行うこととしている。

三 について

来日する各国要人や国際オリンピック委員会の役員及び職員が確定していないことから、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。また、お尋ねの各国要人や国際オリンピック委員会の役員及び職員に係る「隔離と検査」については、二についてでお答えしたとおりである。

四 について

お尋ねのような会合を開催する予定はない。

令和三年五月二十八日提出
質問 第一五〇号

日本に渡航することに対する注意情報の発出に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

日本に渡航することに対する注意情報の発出に関する質問主意書

令和三年五月二十四日にアメリカ合衆国国務省が日本に渡航することについて「渡航中止勧告を出した(以下、「今回の措置」という。))。そこで質問する。

一 国連加盟国の中で日本やアメリカ合衆国のように海外渡航に際して渡航先の警戒水準を提供している国は何か国あると承知しているか。また、その中で日本を最も高い水準の警戒を要する国としている国は何か国あると承知しているか。

二 今回の措置に対する政府の見解を問う。

三 アメリカ合衆国疾病対策センターが令和三年五月二十四日、日本の新型コロナウイルス感染症感染状況を四段階のうち最高レベルの「極めて高い」という「レベル四」に引き上げたことについて政府としての見解を問う。

四 今回の措置により、アメリカ合衆国からの東京五輪関係者の訪日に影響を及ぼすと考えるが見解を問う。既に五月二十六日の衆議院国土交通委員会、政府は「特段の影響はない」旨答弁している。しかしながら、「事前合宿を縮小・中止」とする国も出てきている。事前合宿予定の変更は日本の感染状況が原因の一つとなつていないと考えていないのか問う。

五 訪日するか否かは最終的には選手及び役員それぞれ個人の判断によると考えるが、政府として、この判断に「特段の影響はない」と断言はで

きないかと考える。従って、選手団の訪日に影響がないというならば、その根拠を問う。

内閣衆質二〇四第一五一号

令和三年六月八日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員岡本充功君提出日本に渡航することに対する注意情報の発出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡本充功君提出日本に渡航することに対する注意情報の発出に関する質問に対する答弁書

一 について

令和三年五月二十八日時点において、お尋ねの「国連加盟国の中で日本やアメリカ合衆国のように海外渡航に際して渡航先の警戒水準を提供している国は二十五箇国であり、その中で日本を最も高い水準の警戒を要する国としている国」は三箇国であると承知している。

二及び三 について

御指摘の「今回の措置」及び米国疾病予防管理センターが提供する旅行健康情報において我が国をレベル四と位置付けたことは、米国が決定したものであり、お尋ねについて、政府としてお答えする立場にない。

四及び五 について

お尋ねの「アメリカ合衆国からの東京五輪関係者の訪日」及び「選手団の訪日」への影響については、御指摘の令和三年五月二十六日の衆議院国土交通委員会において、植松内閣官房内閣審議官が、「米国疾病予防管理センター、CDC及び米国国務省による今般の措置について、

この引上げは日本における新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ疾病の予防管理のために決定、周知したものと承知しております。今回の引上げでは、日本への渡航回避は勧告されているものの、必要な場合の渡航までは禁止されているのではないと承知しております。さらに、米国オリンピック・パラリンピック委員会により、米国選手団の出場には影響がないとの声明が出されており、また、ホワイトハウスのサキ報道官におかれましても、オリンピックに対するアメリカの立場は変わっていないと強調されていると承知しております。したがって、現時点においては特段の影響は見込まれていないと考えております。」と述べたとおりである。また、事前合宿予定の変更の原因については、同月十四日の衆議院内閣委員会において、加藤内閣官房長官が、「東京大会に参加する国・地域の選手団が新型コロナウイルス感染症の発生状況を要因の一つとして事前合宿を取りやめている事例などが生じていることは承知をしております。」と述べたとおりである。

令和三年五月二十八日提出
質問 第一五二号
ワクチン接種による企業活動及び働く人への影響対策に関する質問主意書

提出者 古本伸一郎

ワクチン接種による企業活動及び働く人への影響対策に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の収束にとって鍵となるワクチン接種が現在政府により進められており、医療従事者への先行接種を契機に、各自治体の協力のもと高齢者に対する七月末までの接種完了を目指して実行されていると承知している。

現役世代を含めた国民全体への迅速なワクチン接種が求められるなか、本年五月十三日には河野太郎ワクチン接種推進担当大臣は「産業界による職域接種の実施」、及び「ワクチン休暇」の導入の検討を日本経済団体連合会に対し要請し、国が進めるワクチン接種に対する企業の協力を求めたものと承知している。

一方で、ワクチン接種には数日後に発熱が生じる等、副反応が生じることも厚生労働省の調査により明らかになっており、働く人は接種日だけではなく数日間の休暇を取る必要があることも想定される。そのような事態になれば企業活動が一時的に停滞する懸念もあり、働く人にとっては「ワクチン休暇」が必要になることが予想されるが、現状では国としての支援が財政面を含め不明確なままである。以上の問題意識より、ワクチン接種に伴う企業活動及び働く人への影響を最小限にするための方策について、以下質問する。

一 ワクチン接種による副反応について、厚生労働省はホームページ内において「先行接種者健康調査」の結果を公表している。それによるとワクチン接種後の「発熱(三十七・五℃以上)」の割合は一回目接種よりも二回目接種後の方が多く、さらに二回目接種後のうち接種日から二日目に発熱する割合が特に若年層で高い(二十歳・三十歳代の四・五割が発熱)との記述があるが、この調査結果を政府はワクチン接種に係る副反応として認識しているか、又その場合「ワクチン休暇」に係る政策の論拠になると考えてよいのか、お尋ねする。

二 「一」における調査は、主に集団接種会場で用いるとされているファイザー社製ワクチンの先行接種による結果であるが、モデルナ社製ワクチンを使用した場合も、同様のかたちで発熱の副反応が出ると考えてよいのか、お尋ねする。その

の場合、ファイザー社製ワクチンと同様に年代別の特徴があればお示し頂きたい。

三 高齢者に対する接種完了後、働く人たちを含めた現役世代に対する接種が予定されているが、そこで注目されているのが「職域接種」である。「職域接種」はワクチン接種が住所地にかかわらず職場で迅速かつ効率的にできるメリットがある一方で、同じ職場で働く人が接種を受けた場合、「一」「二」で言及した発熱等の副反応により出勤が困難となり、職場において人手不足が生じ、企業活動が停滞するおそれもある。このような懸念に対処するために、政府は企業に対して「職域接種」を要請するのであれば、それを実施するにあたってワクチン接種の副反応のリスクを丁寧に広報し、接種にあたっては職場を分散させての接種を呼びかける等の取組を行った方が、副反応による業務への支障を予め軽減できると考えるが、政府の認識をお尋ねする。

四 働く人たちに対する迅速なワクチン接種のためには「ワクチン休暇」の導入が効果的であり、河野大臣を通じて民間企業に導入要請がなされたと承知している。「一」「二」で言及したワクチン接種による副反応の実態から見れば、ワクチン休暇は接種日のみならず、発熱リスクの高い接種後数日間も休暇とすることを選択肢に入れる必要があるとも考えられる。政府は、ワクチン休暇の導入を企業の自助努力に任せるとではなく、例えばワクチン接種のための特別有給休暇制度を導入しやすくするために、その労務費等の費用については国費で一定の補助を行う等の支援及び奨励策を整備してはどうか、お尋ねする。

内閣衆質二〇四第一五二号
令和三年六月八日

衆議院議長 大島 理森殿 菅 義偉

衆議院議員古本伸一郎君提出ワクチン接種による企業活動及び働く人への影響対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員古本伸一郎君提出ワクチン接種による企業活動及び働く人への影響対策に関する質問に対する答弁書

一 について
「この調査結果を政府はワクチン接種に係る副反応として認識しているか」とのお尋ねについては、御指摘の「記述」は、厚生労働行政推進調査事業費補助金新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業による「新型コロナウイルスの投与開始初期の重点的調査(コホート調査)」(以下「コホート調査」という。)において、ファイザー社が製造販売する新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下「ワクチン」という。)の接種を受けた後に生じた発熱の症状を分析したものであり、同社が製造販売するワクチンによる副反応が含まれるものと認識している。

「ワクチン休暇」に係る政策の論拠になると考えてよいのか」とのお尋ねについては、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

二 について
御指摘の「モデルナ社製ワクチン」とは、武田薬品工業株式会社が製造販売するワクチンを指すものと考えているが、コホート調査において、当該ワクチンの接種を受けた者に対する調査を令和三年五月二十四日から実施しているところ

あり、「同様のかたちで発熱の副反応が出る」と考えてよい」と及び「ファイザー社製ワクチンと同様に年代別の特徴があればお示し頂きたい」とのお尋ねについては、現時点でお答えすることとは困難である。

なお、武田薬品工業株式会社が製造販売するワクチンについては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査報告書において、臨床試験における発熱等の有害事象が示されていると承知している。

三について

御指摘の「職域接種」については、令和三年六月一日の記者会見において、加藤内閣官房長官が「ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため六月二十一日から企業や大学等において、職域学校等を含む」単位でワクチンの接種を開始することを可能とすることといたします」と述べたところであり、また、「職域接種」を実施する企業等に対する支援については、同月二日の記者会見において、加藤内閣官房長官が「詳細な実施要領を提示し先行事例を共有するといった支援を行うことを考えておりますが、現在、企業・大学等に対し接種を行うことの希望等を調査・ヒアリングをしているところでありますので、それも踏まえ国として具体的にいう支援の内容や方法について、速やかに検討をしてお示しをしたいと考えております」と述べたとおりであり、お尋ねの「取組」の要否も含め、検討してまいりたい。また、政府としては、国民の皆様が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「予防接種」という。）を安心して受けることができるよう、ワクチンの有効性や副反応の情報（以下「副反応の情報等」という。）については、従前から、首相官邸のホームページに掲載した動画

において、丁寧な伝えられるとともに、首相官邸のSNSを通じて随時発信を行っているほか、厚生労働省のホームページにおいて、「新型コロナウイルスQ&A」を開設し、副反応の情報等を分かりやすく示すとともに、副反応の報告の事例について科学的知見に基づく正確な情報提供を行うなど、様々な形で周知に取り組んでいるところであり、引き続き、丁寧な周知に努めてまいりたい。

四について

御指摘の「働く人々に対する迅速なワクチン接種」については、「職域接種」を導入する等の取組を行っているところであり、御指摘の「ワクチン接種のための特別有給休暇制度を導入しやすくするため、その労務費等の費用については国費で一定の補助を行う」ことについての検討は行っていないが、三について述べた「職域接種」を実施する企業等に対する支援を含め、国民の皆様が予防接種を安心して受けることができるよう必要な対応について検討してまいりたい。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案

右の議案を提出する。

令和三年六月三日

提出者

逢沢 一郎 岩屋 毅

橘 慶一郎 井上 義久

佐藤 茂樹 浦野 靖人

賛成者

哇元 将吾外六十七名

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいう。次条及び第五条において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票することが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第二項に規定する郵便等をいう。以下同じ。）を用いて行う投票方法について、同法の特例を定めるものとする。（定義）

第二条 この法律において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十四条の第三第二項又は検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第十四条第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定による宿泊施設（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の第三第二項に規定する宿泊施設をいう。次号において同じ。）又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め（次条第二項において「外出自粛要請」という。）を受けた者

二 検疫法第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる措置（次条第二項において「隔離・停留

の措置」という。）により宿泊施設内に収容されている者

（特例郵便等投票）

第三条 選挙人（特定患者等であるもの（以下「特定患者等選挙人」という。）の投票（在外選挙人名簿に登録されている選挙人（公職選挙法第四十九条の第二項に規定する政令で定めるものを除く。）にあつては、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限る。）については、同法第四十八条の第二項及び第四十九条第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、同法第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができる。

2 前項の規定による投票（以下「特例郵便等投票」という。）をしようとする特定患者等選挙人は、請求の時に於いて外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間（以下この項において「外出自粛要請等期間」という。）が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間（以下この項において「選挙期間」という。）にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により、かつ、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。ただし、当該書面の提示をすることができない特別の事情があり、かつ、理由を付してその旨を申し出た場合において、当該市町村の選挙管理委員会の

委員長が次条の規定による情報の提供を受けて当該特定患者等選挙人が特定患者等である旨及び請求の時に外出自粛要請等期間が選挙期間にかかると見込まれる旨の確認をすることができるときは、当該確認をもつて当該書面の提示に代えることができる。

(情報の提供)

第四条 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)及び検疫所長は、市町村の選挙管理委員会の委員長から特例郵便等投票に係る情報の提供の求めがあつたときその他特例郵便等投票に関する事務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員長に對して、当該事務の実施に必要な範囲内において、当該事務に必要な情報を提供することができる。

(特定患者等選挙人の努力)

第五条 特定患者等選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たつては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならない。

(罰則)

第六条 特例郵便等投票については、特定患者等選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法第二百二十八条第一項及び第二百三十

四条中同項に係る部分の規定を適用する。
(郵便等による送付に要する費用の負担)

第七条 衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、国庫の負担とする。

2 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する第三条第一項の規定により行われる郵便等による送付に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。

(指定都市の区及び総合区に対するこの法律の適用)

第八条 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙並びに指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。)の議会の議員及び長の選挙に、関する第三条第二項及び第四条の規定の適用については、指定都市においては、区及び総合区の選挙管理委員会の委員長を市の選挙管理委員会の委員長とみなす。

(公職選挙法等の規定の適用)

第九条 特例郵便等投票に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

公職選挙法	第五条の四第一項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(以下「郵便等投票特例法」という。)又はこれらの法律に基づく政令
-------	----------	------------------	--

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)	第五條の四第二項及び第三項並びに第五條の五第一項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令
第十三條第九項	第五條の五第二項	この法律	この法律又は郵便等投票特例法
第十三條第九項	第五條の五第三項及び第四項、第五條の八第一項から第三項まで並びに第五條の九第一項、第二項及び第四項	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令
第十三條第九項	第三十七條第七項	第四十九條	第四十九條及び郵便等投票特例法第三條第一項
第十三條第九項	第四十六條の二第一項	第四十九條	第四十九條並びに郵便等投票特例法第三條第一項
第十三條第九項	第二百一十一條の二	その他の規定	その他の規定及び郵便等投票特例法の規定
第十三條第九項	第二百六十四條の二、第二百六十五條、第二百六十六條第一項、第二百六十七條及び第二百六十八條	この法律	この法律及び郵便等投票特例法
第十三條第九項	第二百七十條第一項及び第二百七十條の三	この法律又はこの法律に基づく政令	この法律若しくは郵便等投票特例法又はこれらの法律に基づく政令
第十三條第九項	第十三條第九項	在外投票	在外投票若しくは特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三條第一項の規定による投票

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)		第三条	同法第四十九条第二項	公職選挙法第四十九条第二項又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第三条第一項
		第五十条第三項及び第五項		
同法第四十五条	公職選挙法第四十五条			

(命令への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

(事務の区分)

第十一条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十二条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行する。

(適用区分)

2 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和三年法律第 号)	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務
---	---

別表第二に次のように加える。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和三年法律第 号)	この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務
---	--

(住民基本台帳法の一部改正)

4 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「又は第四十九条」を「若しくは第四十九条又は特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律(令和三年法律第 号)第三条第一項」に改める。

理 由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約三千万円の見込みである。

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案(逢沢一郎君外五名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票をすることが困難となっている現状

に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

この法律において「特定患者等」とは、新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者であつて、次のいずれかに該当するものをいうこと。

(一) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律又は検疫法の規定により宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことの求め(外出自粛要請)を受けた者

(二) 検疫法の規定により隔離・停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている者

2 特例郵便等投票

(一) 特定患者等の投票については、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法(特例郵便等投票)により行わせることができること。

(二) 特例郵便等投票をしようとする特定患者等は、請求時に外出自粛要請等の期間が選挙期間にかかるものと見込まれるときは、当該選挙の期日前四日までに、市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、外出自粛要請等に係る書面を提示して、投票用紙等の交付を請求するものとする。ただし、や

むを得ず当該書面の提示ができない場合において、当該市町村の選挙管理委員会の委員長が保健所等から情報提供を受けて当該選挙人が特定患者等である旨及び請求時に外出自粛要請等の期間が選挙期間にかかると見込まれる旨を確認できるときは、当該確認をもって当該書面の提示に代えることができること。 3 特定患者等である選挙人の努力 特定患者等である選挙人は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止に努めなければならないこと。 4 罰則 特例郵便等投票について、公職選挙法の投票干渉罪等の規定が適用されるよう整理すること。 5 施行期日等 (一) この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行すること。 (二) この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用すること。 二 議案の可決理由 本案は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、特定患者等が投票することが困難となっている現状に鑑み、当分の間の措置として、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、立憲民主党・無所属の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。	また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 三 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約三千万円の見込みである。 四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して武田総務大臣より「政府としては、異議はない」旨の意見が述べられた。 右報告する。 令和三年六月七日 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 川崎 二郎 衆議院議長 大島 理森殿 (別紙) 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律案に対する附帯決議 一 本法律は、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛要請等により、選挙権の行使の機会が実質的に制限されている者が多数にのぼることから、特例的に当分の間、郵便等投票を認めるものであり、極めて異例の措置であることに留意する。 二 政府は、この法律の公布から施行までの期間が短いことを踏まえ、特例郵便等投票を利用しようとする者が円滑にその手続を進められるよう、その手続、制度内容について、国民に対し迅速かつ十分な周知徹底を図るものとする。 三 特例郵便等投票の対象者は、感染のつど次々に変わっていくので、有資格者に的確に周知することができかどうか本制度の鍵を握っていることから、政府は、選管と保健所が緊密に	連携し、請求すれば特例郵便等投票ができることを周知徹底するように努めるものとする。 四 政府は、郵便等投票には過去に不正の問題があったことに留意し、特例郵便等投票の対象者が新型コロナウイルス感染症関係者に厳に限定され、なおかつ本人確認が確実になされることに最大限に留意するものとする。 五 政府は、特定患者等の特例郵便等投票により保健所の業務が増えないように配慮することともに、今後に備えるため保健所の体制整備等に努めるものとする。 六 政府は、今後も新型コロナウイルス感染症と同様の感染症の蔓延が起こった場合に備え、外出自粛時の投票権の確保についてどのような対応をすべきか、長期的視点に立つて検討するものとする。 七 特例郵便等投票は、選管と療養者の間で投票用紙が行き来することや、一人暮らしの自宅療養者の場合は投票用紙の投函等に援助が必要であることから、政府は地方自治体と連携し、選管関係者等が感染することがないよう、十分な予防措置が講じられるように周知徹底するものとする。 八 PCR検査等行政検査により陰性となった濃厚接触者も宿泊療養者・自宅療養者と同様に外出自粛が求められるものの、投票は不要不急の外出に当たらないため可能ではあるが、人間関係が濃密な地域社会においては事実上困難となる場合もあると想定されることから、本委員会は、特例郵便等投票に係る濃厚接触者の取り扱いについて、地方自治体の負担にも配慮しつつ、実施状況の検証も踏まえて引き続き検討を加えるものとする。 九 本委員会は、選挙の公平を確保しつつ、あら	ゆる特定患者等の投票の機会が確保されるよう、特例郵便等投票に係る代理記載制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。 十 政府は、この法律が最初に適用される東京都議会議員選挙等や衆議院議員選挙における特例郵便等投票の実施状況について検証を行うとともに、その後もこの法律の施行状況について適宜に検証を行い、本委員会においても、当該検証の結果を受けて、検討を行うものとする。 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律案 右の議案を提出する。 令和三年六月九日 提出者 内閣委員長 木原 誠二 (目的) 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律 第一条 この法律は、宇宙基本法(平成二十年法律第四十三号)の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、同法第三十五条第一項に基づき宇宙活動に係る規制等について定める人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号。以下「宇宙活動法」という。)の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙活動法第二条第一号に規定する宇宙の開発及び利用に関する諸条約(第三条第二項第一号において単に「宇宙の開発及び利用に関する諸条約」という。)の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事
---	--	--	---

業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙資源 月その他の天体を含む宇宙空間に存在する水、鉱物その他の天然資源をいう。

二 宇宙資源の探査及び開発 次のいずれかに掲げる活動(専ら科学的調査として又は科学的調査のために行うものを除く。)をいう。

イ 宇宙資源の探掘、採取その他これに類するものとして内閣府令で定める活動(口及び第五条において「探掘等」という。)に資する宇宙資源の存在状況の調査

ロ 宇宙資源の探掘等及びこれに付随する加工、保管その他内閣府令で定める行為

(人工衛星の管理に係る許可の特例)

第三条 宇宙資源の探査及び開発を人工衛星(宇宙活動法第二条第二号に規定する人工衛星をいう。第一号及び第四号において同じ。)の利用の目的として行う人工衛星の管理(同条第七号に規定する人工衛星の管理をいう。)に係る宇宙活動法第二十条第一項の許可(以下この条において「宇宙資源の探査及び開発の許可」という。)を受けようとする者は、宇宙活動法第二十条第二項各号に掲げる事項のほか、内閣府令で定めるところにより、同項の申請書に次に掲げる事項を定めた計画(以下「事業活動計画」という。)を併せて記載しなければならない。

一 当該宇宙資源の探査及び開発の許可の申請に係る人工衛星を利用して行おうとする宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動(以下

この項において単に「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動」という。)の目的

二 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の期間

三 第一号に規定する宇宙資源の探査及び開発を行おうとする場所

四 第一号に規定する宇宙資源の探査及び開発の方法

五 前三号に掲げるもののほか、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の内容

六 その他内閣府令で定める事項

2 宇宙資源の探査及び開発の許可の申請については、内閣総理大臣は、当該申請が、宇宙活動法第二十二号各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該宇宙資源の探査及び開発の許可をしてはならない。

一 事業活動計画が、宇宙基本法の基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 申請者(個人にあつては、宇宙活動法第二十条第二項第八号の死亡時代理人を含む。)が事業活動計画を実行する十分な能力を有すること。

3 内閣総理大臣は、宇宙資源の探査及び開発の許可をしようとするときは、当該宇宙資源の探査及び開発の許可の申請が前項各号に適合していると認めることについて、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

4 第一項及び宇宙活動法第二十条第二項の規定は同条第一項の許可に係る人工衛星の利用の目的を変更して宇宙資源の探査及び開発をその利

用の目的とするための宇宙活動法第二十三条第一項の許可を受けようとする者について、前二項の規定は当該許可をしようとするときについて、それぞれ準用する。

5 宇宙資源の探査及び開発の許可又は前項に規定する宇宙活動法第二十三条第一項の許可(次条及び第五条において「宇宙資源の探査及び開発の許可等」という。)を受けた者に対する宇宙活動法の規定の適用については、宇宙活動法第二十三条第一項中「事項」とあるのは「事項又は宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律(令和三年法律第 号)第三

条第一項に規定する事業活動計画(以下単に「事業活動計画」という。)」と、宇宙活動法第二十四条中「管理計画」とあるのは「管理計画及び事業活動計画」と、宇宙活動法第二十六条第一項、第三項及び第四項並びに第三十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」と、宇宙活動法第二十六条第五項中「の規定」とあるのは「並びに宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律第三

条第二項(第二号に係る部分に限る。)」の規定と、第六十条第五号中「事項」とあるのは「事項又は事業活動計画」とするほか、必要な技術的読替えは、内閣府令で定める。

(公表)

第四条 内閣総理大臣は、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を国際的協調の下で促進するとともに、宇宙資源の探査及び開発に関する紛争の防止に資するため、宇宙資源の探査及び開発の許可等をしたときは、その旨及び次に掲げる事項(これらの事項に変更があつた場合には、変更後の当該事項)をインターネットの利

用その他適切な方法により、遅滞なく、公表するものとする。ただし、公表することにより、当該宇宙資源の探査及び開発の許可等を受けて宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う者の当該事業活動に係る利益が不当に害されるおそれがある場合として内閣府令で定める場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

一 当該宇宙資源の探査及び開発の許可等を受けた者の氏名又は名称

二 前条第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項

三 その他内閣府令で定める事項

(宇宙資源の所有権の取得)

第五条 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う者が宇宙資源の探査及び開発の許可等に係る事業活動計画の定めるところに従つて探掘等をした宇宙資源については、当該探掘等をした者が所有の意思をもって占有することによつて、その所有権を取得する。

(国際約束の誠実な履行等)

第六条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

2 この法律のいかなる規定も、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用の自由を行使する他国の利益を不当に害するものではない。

(国際的な制度の構築及び連携の確保等)

第七条 国は、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に努めるものとする。

2 国は、民間事業者による宇宙資源の探査及び

開発に関する事業活動に関し、国際間における情報の共有の推進、国際的な調整を図るための措置その他の国際的な連携の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、前二項の施策を講ずるに当たっては、我が国の宇宙資源の探査及び開発に係る産業の健全な発展及び国際競争力の強化について適切な配慮をするものとする。

(技術的助言等)

第八条 国は、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を行う民間事業者に対し、当該事業活動に関する技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三条及び第四条の規定は、この法律の施行後に宇宙活動法第二十条第一項又は第二十三条第一項の許可の申請があつた場合について適用し、この法律の施行前に宇宙活動法第二十条第一項又は第二十三条第一項の許可の申請があつた場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行の状況、科学技術の進展の状況、第七条第一項に規定する制度の構築に向けた取組の状況等を勘案して、民間

事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づき、法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

(人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正)

第五条 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「所在する人工衛星管理設備」を「所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機若しくは我が国が管轄権を有する人工衛星として内閣府令で定めるものに搭載された人工衛星管理設備(以下「国内等の人工衛星管理設備」という。))に改め、同条第二項第二号中「場所」の下に「(船舶又は航空機に搭載された人工衛星管理設備にあつては当該船舶又は航空機の名称又は登録記号、人工衛星に搭載された人工衛星管理設備にあつては当該人工衛星の名称その他当該人工衛星を特定するものとして内閣府令で定める事項)」を加える。

第二十六条第一項及び第二項並びに第五十三条中「国内に所在する人工衛星管理設備」を「国内等の人工衛星管理設備」に改める。

理 由

宇宙基本法の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、宇宙活動法の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。
令和三年六月九日

参議院議長 山東 昭子
衆議院議長 大島 理森殿

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成三十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次条において」を「以下」に改める。
第二条に次の一項を加える。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

第三条中「よう努めるものとする」を「責務を有する」に改める。

第四条中「について目標を定める等」を「係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について」に改める。

第九条の見出しを「その他の施策」に改め、同条中「国は」を「国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による」に、「法制上又は財政上の措置その他の措

置」を「施策」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「推進されるよう、」の下に「議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の」を加え、「よう努める」を削り、同条を第十条とする。

第七条中「地方公共団体は、」の下に「議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の」を加え、「よう努める」を削り、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第六条中「よう努める」を削り、同条を第七条とする。

第五条第一項中「資するよう、」の下に「その推進に当たつて障壁となるような社会における制度、慣行、觀念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。))を加え、「状況に関する」を「状況について、」に改め、「当該取組に関する」を削り、「次項及び第九条を」を「同項及び第十一条に改め、同条第二項中「地方公共団体における」の下に「社会的障壁及び当該取組の状況について、」を加え、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条

を加える。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政治分野における男女共同参画の推進に於いての基本原則に、政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が積極的に取り組むことにより、行われるものとする旨を追加すること。

2 国及び地方公共団体の責務に係る規定について、国及び地方公共団体は、基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分

野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう「努めるものとする」旨を、当該施策を策定し、及びこれを実施する「責務を有する」旨に改めること。

3 政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として、次に掲げる事項を規定すること。

(一) 当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善
(二) 公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成
(三) 当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生を防止及び適切な解決

4 国及び地方公共団体の施策の強化

(一) 性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生を防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定を新設すること。

(二) 国及び地方公共団体の実態の調査及び情報の収集等に係る規定の改正、国及び地方公共団体が行う政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備に係る規定の改正、国及び地方公共団体が行う人材の育成等に係る規定の改正等を行うこと。

5 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体が自主的に取り組むよう努める事項の例示として政党その他の政治団体に所属する公職の候補者

の選定方法の改善等を規定するとともに、性的な言動等に起因する問題の発生を防止及び適切な解決を図るための必要な施策を講ずる旨の規定の新設その他の国及び地方公共団体の施策の強化等を行うもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

令和三年六月九日

内閣委員長 木原 誠二

衆議院議長 大島 理森殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	二二一円